

山梨県いのちを守る県民運動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、自殺対策を県民運動として定着を図るため、いのちを守る山梨県民運動推進会議(以下「推進会議」という。)が実施する自殺対策への理解を促進するための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の事業内容、基準額、対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

2 補助事業の実施に当たっては、個人、法人の理解、賛助を得て、継続的に自殺対策に取り組む仕組みの構築を図るものとする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、事業内容ごとの対象経費の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額(第6条(5)で規定する収入を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額と、基準額のいずれか低い額に補助率を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 推進会議は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 推進会議は、前項の交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ交付の決定を行い、決定の内容を推進会議に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消

費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合(別表2に定める軽微な変更を除く。)は、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合(別表2に定める軽微な変更を除く。)は、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により作成した物品の配布により得た収入については、収入事業協議書(様式第4号)により知事に協議の上、知事が承認した自殺対策に資する事業(以下「収入事業」という。)の経費に充当することとし、収入事業終了後から起算して1箇月を経過した日又は承認をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに収入事業実施報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

なお、充当後の収入残額については、交付決定額から控除する。

- (6) 補助事業により作成した物品のうち補助事業終了後に残存する物品(以下「在庫」という。)については、補助事業終了後5年間適正に管理し、交付決定のとおり配布方法により配布することとし、やむを得ず配布方法を変更する場合は知事に協議しなければならない。

また、当該在庫の配布により得た収入については、(5)のとおり取り扱うこととする。ただし、全額を収入事業の経費に充当しなければならない。

- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式1により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月10日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 推進会議は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌

年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日まで保管しておかなければならない。

(状況報告)

第7条 推進会議は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 推進会議は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 推進会議は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、推進会議に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いができるものとする。

2 推進会議は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 推進会議は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 推進会議は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第8号)

を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

補助事業の事業内容、基準額、対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

事業内容	基準額	対象経費	補助率
自殺対策への理解を促進するための啓発用物品の企画・作成・配布	知事が必要と認められた額	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に限る）	10 / 10
自殺対策に取り組む民間団体の情報を掲載するウェブサイトの構築			

別表 2

第 6 条で規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

区分	変更内容
経費の配分	補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20% 以内を増減させる場合
事業の内容	補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県のちを守る県民運動推進事業費補助金交付申請書

このことについて、別添実施計画書のとおり実施したいので、山梨県のちを守る県民運動推進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 実施計画書（様式第 1 号の 1）
- 3 収支予算（見込み）書（様式第 1 号の 2）
- 4 収入事業協議書（様式第 4 号）

事業内容ごとに、対象経費の積算内訳を記載した書面を添付すること。

様式第1号の1

いのちを守る県民運動推進事業実施計画書

啓発用物品の企画・作成・配布

実施期間				
事業目的				
事業内容				
啓発用物品	品目	作成数	配布数	備考

ウェブサイトの構築

実施期間				
事業目的				
事業内容				

様式第 1 号の 2

いのちを守る県民運動推進事業収支予算書

1 収入

項目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

2 支出

事業	科目	予算額	積算の根拠	備考
啓発用物品 の企画・作成 ・配布	報酬			
	賃金			
	報償費			
	旅費			
	需用費			
	役務費			
	使用料及び賃借料			
	備品購入費			
	委託料			
	負担金			
	小計			
ウェブサイ トの構築	報酬			
	賃金			
	報償費			
	旅費			
	需用費			
	役務費			
	使用料及び賃借料			
	備品購入費			
	委託料			
	負担金			
	小計			
合計				

様式第2号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県のちを守る県民運動推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を変更したいので、山梨県のちを守る県民運動推進事業費補助金交
付要綱第6条(1)又は(2)の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

交付申請書の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面
を添付すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県いのちを守る県民運動推進事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県いのちを守る県民運動推進事業費
補助金交付要綱第6条（3）の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

様式第 4 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度山梨県いのちを守る県民運動推進事業費補助金に係る収入事業協議書

平成 年度山梨県いのちを守る県民運動推進事業費補助金により作成した物品の収入について次の事業に係る経費に充当したいので、山梨県いのちを守る県民運動推進事業費補助金交付要綱第 6 条（ 5 ）の規定により協議します。

- 1 収入事業実施計画書（様式第 4 号の 1）
- 2 収支予算（見込み）書（様式第 4 号の 2）
- 3 その他必要な書類

様式第4号の1

収入事業実施計画書

事業名	
実施期間	
事業目的	
事業内容	

様式第4号の2

収入事業収支予算（見込み）書

1 収入

項目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

2 支出

項目	予算額	積算の根拠	備考
合計			

様式第 5 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度山梨県いのちを守る県民運動推進事業費補助金に係る収入事業実施報告書

年 月 日付け 第 号で承認のあった収入事業について、山梨県いのちを守る県民運動推進事業費補助金交付要綱第 6 条（ 5 ）の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 収入報告書（様式第 5 号の 1 ）
- 2 収入事業実施報告書（様式第 5 号の 2 ）
- 3 収入事業収支決算（見込み）書（様式第 5 号の 3 ）
- 4 その他必要な書類

様式第 5 号の 1

収入報告書

啓発用物品

品目	作成数 (在庫数)	配布数	交付要綱第 6 条 (6) に定める在庫数

収入

配布収入 (A)	手数料 (B)	収入 (A - B)

配布収入 (A)

摘要	単価	数量	計
合計			

手数料 (B)

摘要	単価	数量	計
合計			

参考：作成経費

摘要	単価	数量	計
合計			

様式第5号の2

収入事業実施報告書

事業名	
実施期間	
事業目的	
事業内容	

様式第5号の3

収入事業収支決算（見込み）書

1 収入

項目	決算額	積算の根拠	備考
合計			

2 支出

項目	決算額	積算の根拠	備考
合計			

様式第 6 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県のちを守る県民運動推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
山梨県のちを守る県民運動推進事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を
添えて実績を報告します。

- 1 実施報告書（様式第 6 号の 1）
- 2 収支決算（見込み）書（様式第 6 号の 2）
- 3 その他参考資料

事業内容ごとに、対象経費の積算内訳を記載した書面を添付すること。

様式第 6 号の 1

いのちを守る県民運動推進事業実施報告書

啓発用物品の企画・作成・配布

実施期間				
事業目的				
事業内容				
啓発用物品	品目	作成数	配布数	交付要綱第 6 条(6) に定める在庫数

ウェブサイトの構築

実施期間				
事業目的				
事業内容				

様式第 6 号の 2

いのちを守る県民運動推進事業収支決算書

1 収入

項目	決算額	積算の根拠	備考
合計			

2 支出

事業	科目	決算額	積算の根拠	備考
啓発用物品 の企画・作成 ・配布	報酬			
	賃金			
	報償費			
	旅費			
	需用費			
	役務費			
	使用料及び賃借料			
	備品購入費			
	委託料			
	負担金			
	小計			
ウェブサイ トの構築	報酬			
	賃金			
	報償費			
	旅費			
	需用費			
	役務費			
	使用料及び賃借料			
	備品購入費			
	委託料			
	負担金			
	小計			
合計				

様式第7号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県いのちを守る県民運動推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付 決定額	既概算払額	差 引 額 - =	今回概算払 請求額	備 考

3 概算払請求の理由

様式第 8 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県いのちを守る県民運動推進事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県いのちを守る県民運動推進事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

別紙様式 1

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日障第 号により交付決定があった山梨県のちを守る県民運動推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額については、次のとおり報告します。

記

1 確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認することができる資料）を添付する。